

災害時における建設機械器具等の支援に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における建設機械器具等（以下「機械」という。）の支援に関して協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、横浜市内（以下「市内」という。）において地震、風水害、雪害、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、横浜市がその業務を行う上で必要となる、機械の確保に関し、甲乙が協力して円滑な災害等の復旧に資することを目的とする。

（要請）

第 2 条 甲は、市内に災害等が発生し、又は発生する恐れがあるときは、乙にその保有する機械の保有情報の提供を要請することができる。
2 乙は、甲から前項の要請があった場合には、速やかに、その保有する機械の保有情報を確認し、甲に対し報告するものとする。
3 乙は、甲からの第 1 項の要請に対し、優先的に保有機械を確保するよう努めなければならない。

（緊急随意契約）

第 3 条 甲は前条第 2 項の報告を受けた場合において、必要があると判断したときは、乙のうちから災害等発生地等を考慮して、最も速やかに機械を保有するものと、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定に基づく随意契約を行うことができる。

（連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿）

第 4 条 甲及び乙は、連絡体制表を作成し、毎年度当初に確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。
2 乙はその保有する機械の確保を円滑にするため、乙の中から連絡代表者を選出するものとし、甲は緊急を要する場合は代表者を通じて第 2 条第 1 項の要請を行うものとする。また、毎年度当初に緊急連絡先会員名簿を作成し、甲及び乙が常備するものとする。なお、変更が生じた場合には、その都度更新するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（効力）

第 6 条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定書は 2 通作成し、甲、乙、記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 29 年 6 月 15 日

甲 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市

横浜市長 林 文子



乙 横浜市神奈川区栄町 2 丁目 10 番地
アール・ケーププラザ横浜Ⅲ 1103 号
一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部

支部長 金子 真紀子

